

平成24年(ヨ)第262号

関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 259名

債務者 関西電力株式会社

証拠説明書

2012年3月12日

大阪地方裁判所 第 民事部 御中

債権者ら代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二 三 夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

債権者ら代理人弁護士冠木克彦復代理人

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

頭書事件につき、証拠の説明をいたします。

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲1	原子力安全白書 平成3(1991)年版 写し	1992	原子力安全 委員会	原子力発電所では膨大な放射能という潜在的危険性を抱えているため、燃料と燃料被覆管の健全性を守ることが基本的に重要であること	
甲2	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針	1990.8.30	原子力安全 委員会	福島第一原発事故により誤りが指摘され、改訂が検討されている安全設計審査指針の内容	
甲3	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律			原子力基本法に次ぐ重要な、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法)が、災害防止及び核燃料物質の防護を目的に掲げ(第1条)、使用済燃料の処分の方法を示さない限り原子炉の設置が許可されないとし(第23条2項8号)、許可の基準を示していること(第24条)。	
甲4	高浜発電所1号炉及び2号炉蓄電池負荷の変更について	2010.1	原子力安全・保安院	安全設計審査指針の指針27の「全交流動力電源喪失」時間は、我が国の原子力発電所の外部電源の復旧実績や、非常用ディーゼル発電機の故障事例などから、約30分間を考慮することなどが妥当とされていること(p3 - 1)	
甲5	「原発指針『間違い』認める」と題する新聞記事	2011.5.20	毎日新聞社	原子力安全委員会班目春樹委員長は、安全設計審査指針27は明らかに間違いと述べ、原発の安全設計審査指針など各種指針を見直す方針を示したこと。	
甲6	福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について	2011.3.30	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院は、福島第一原子力発電所は津波の影響により全交流電源を喪失するなど現在判明している知見に基づき緊急安全対策を講じることとし、経済産業大臣が緊急安全対策を指示したこと。	
甲7	「福島原発：津波が来る前に放射能漏れの可能性 - 地震で既に打撃が(1)」と題する記事	2011.5.19	ブルームバーク http://www.bloomberg.co.jp/apps/news?pid=90920000&sid=aVMCDQF3R2OI	大津波が襲う前に福島第一原発1号機から約1.5キロ離れたモニタリング・ポストで高いレベルの放射線量を知らせる警報が鳴り、東電原子力設備管理部の小林照明課長が、津波が来る前に放射性物質が出ていた可能性が否定できない」と認めたこと。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲8	4. 運転日誌類(2011年5月16日東電が原子力安全・保安院に提出した「福島第一原子力発電所プラントデータについて」の一部)	2011.5.16	東京電力株式会社	1号機のホワイトボードに事故当日「15:29/15:36 MP-3 Hi-Hi警報発生」との記載がなされていたこと(p.16、p9)。同じくホワイトボードに「17:50 IC組撤収 放射線データ指示上昇のため 300CPM 外側のIPから入ったところでOS(オーバー・スケール)と記載されていること(p.23)。	
甲9	1F1水位・圧力に関するパラメータ(上記「福島第一原子力発電所プラントデータについて」8. プラント関連パラメータ、数票データの一部)。	2011.5.16	東京電力株式会社	1号機は、地震発生後12時間後の3月12日3時頃、通常約70気圧の原子炉压力容器(A系原子炉圧力)の圧力が8気圧(0.800MPa)まで落ち、通常約1気圧の格納容器圧力(D/W圧力)は8.4気圧(0.840MPa)まで上がったこと。	
甲10	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に係る1号機、2号機及び3号機の炉心の状態に関する評価について	2011.6.6	原子力安全・保安院	原子力安全・保安院の解析では、1号機では地震発生後5～6時間後に原子炉压力容器の圧力低下と格納容器の圧力上昇が生じたとしたこと(p.6)。これは甲9の東電データと比較すると6～7時間早めたことになる。また3号機で炉心溶融が始まったのは、3月14日22時以後とされていること(p.8左下の図)。	
甲11	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会 中間報告	2011.12.26	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会	政府が設置した事故調査・検証委員会が12月に出した中間報告である。福島第一原発1号機の非常用復水器(IC)系の配管が破損したのではないかという疑いに関連して、17:50に原子炉建屋の入口で線量計が振り切れたという事実がある。これについてこの報告では、その原因は「原子炉压力容器内の核燃料から通常よりも多くの放射性物質が放出され、それが建屋内に漏えいしたということ以外考え難い」と記述している(104頁)。そうすると、この漏えいはIC系配管からとしか考えられないことになる。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲12	福島第一原子力 発電所1号機 非 常用復水器(IC) 作動時の原子炉 挙動解析	2011.1 2.9	原子力安全 基盤機構 原子力シス テム安全部	福島第一原発1号機の非常用復水器系配管の破損状況について原子力安全基盤機構が解析した結果である。配管に破損面積で0.3平方cm以内のひび割れが入った可能性は否定できないこと、及び津波がきた以降ではそれ以上の大きさのひび割れに拡大した可能性は否定できないとい解析結果になっている。	
甲13 の1 ~4	「1F-3-24運転操 作・事象発生時 刻」(甲13の1)。 「1F-3-25運転操 作・事象発生時 刻」(甲13の2)。 「別紙1-48 図 3.3.1.2 3号機原 子炉圧力容器圧 力変化[その1]」 (甲13の3) 「別紙1-54 図 3.3.1.10 3号機原 子炉圧力容器圧 力変化[その1]」 (甲13の4)	2011.5.23	東京電力株 式会社	いずれも「東北地方太平洋沖地 震発生当時の福島第一原子力発 電所運転記録及び事故記録の分 析と影響評価について」中の図、 表である。 3号機の原子炉隔離時冷却系 (RCIC)停止と高圧注水系(HPCI) の起動・停止時刻(甲13の1,2) とこれに対応する原子炉(圧力容 器)圧力の変動(甲13の3,4の実 測計測値)。蒸気漏えいなしとし た場合の解析値は実測計測値と 合致せず(甲13の3)、蒸気漏え いありの場合の解析値は実測計 測値と合致していること(甲13の 4)。	
甲14	(概要)原子力安 全に関するIAEA 閣僚会議に対す る日本政府の報 告書 - 東京電力 福島原子力発電 所の事故につ いて	2011.6	原子力災害 対策本部	政府の原子力対策本部が6月に IAEAに提出した報告書では、3号 機について「HPCI系統からの蒸 気流出の可能性も考えられる」と していること(甲13の1~4参照)。	
甲15	東京電力福島第 一原子力発電所 の事故状況及び 事故進展の状況 調査結果に係る 事実関係資料等 の提出について (指示)	2011.12.16	原子力安 全・保安院	原子力安全保安院は意見聴取会 での議論を踏まえて2011年12 月16日に東京電力に対し、数件 の問題で解析をやり直すよう指示 をだした。その中に福島第一原発 3号機の高圧注水系(HPCI)の 配管破損の疑いに関連する格納 容器圧力の挙動解析が含まれて いる。HPCI作動期間中、圧力の 実測値は低下しているのに、東電 の解析値は上昇していることが問 題にされた点である。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲16	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故状況及び事故進展の状況調査結果に係る事実関係資料等に関する報告の受領について 別添:福島第一原子力発電所の事故状況及び事故進展の状況調査結果について	2011.12.22	原子力安全・保安院、東京電力株式会社	上記の保安院指示に対する東電の回答は報告では、やはり格納容器の圧力挙動が実測値のように下がることはないという結果であり、依然として問題は解決していないことを示している。その再解析では、高圧注水系の配管破損を仮定した解析は行われていない。この結果は、破損を仮定した解析を行わない限り、実績値の再現はないことが強く示唆している。	
甲17	福島第一・第二原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震時に取得された地震観測記録の分析に係る報告(概要)	2011.5.16	東京電力株式会社	3号機の原子炉建屋基礎盤上の最大加速度は507ガルであるとの観測記録は、基準地震動 S_s から計算される最大応答加速度(予測される最大加速度)441ガルを15%超えるものであること。これは従前の予測される最大加速度の算出方法自体に問題があったことを示す。	
甲18	福島原子力発電所第3号機 平成23年東北地方太平洋沖地震の観測記録を用いた原子炉建屋及び耐震安全上重要な機器・配管系の地震応答解析結果に関する報告書中の「(参考別紙-2)高圧注水系(HPCI系)配管の耐震評価について」。	2011.7.28	東京電力株式会社	東電が3号機の高圧注水系配管について行った耐震性評価では、配管の評価基準値(破損しない上限値)335MPaに対し、今回の地震動により配管に働いた力(計算値)は最大113MPaだとしたこと。地震動によって3号機の高圧注水系に蒸気漏えいが生じたものとすれば(甲13, 甲14)、破損しないとされた上限値のわずかに約3分の1の力で高圧注水系配管が破損したことになる。これは従来の配管系耐震評価が信用できないことを意味している。	
甲19 の1	福島第一原発3号機の高圧注水系・・・地震による配管破損の疑い濃厚 地震の影響を無視するストレステストに意味はない	2012.2.13	小山英之	福島第一原発3号機の高圧注水系(HPCI)の配管が破損したのではないかという疑いについて、特に格納容器圧力の挙動について、当初の東京電力の解析から経緯をたどり、2012年2月1日の原子力安全基盤機構の解析でも、未だ格納容器圧力の挙動が解決していないことを明らかにしたものの。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲19 の2	福島第一原発では地震で配管が破損した - 1号機と3号機の検証	2011.10.5	小山英之	福島第一原発1号機の非常用復水器(IC)系配管と3号機の高圧注水系(HPCI)配管には破損の疑いがあることを検証したもの。特に、1号機の場合、原子炉建屋内に17:50という早期に放射能が放出されたという事実があり、そのルートはIC系配管の破損以外に考えられないことを指摘している。3号機では、HPCIが起動している間は格納容器圧力が下がり、止めたとたんに回復上昇するように相関しているのは、HPCI系配管の破損口から蒸気が漏出したからとしか考えられないことを指摘している。	
甲20	圧力抑制室保有水の温度成層化による原子炉格納容器圧力等への影響等の検討	2012.2.1	原子力安全 基盤機構 原子力システム安全部	3号機の高圧注水系(HPCI)配管の破損疑いに関連して、格納容器圧力の挙動が問題になっている。もしHPCI系配管が無事なら原子炉からHPCIタービンを通る熱い蒸気が格納容器のサブプレッションチェンバーに到達し、その温度を高めるため、格納容器圧力は必然的に上昇する傾向になる。ところが圧力の実測値は低下しており、HPCIを止めたとたんに上昇に転じている。この現象を素直に見れば、格納容器圧力はHPCI系配管の破損口から抜け出している。ところが、東京電力等は配管破損はあり得ないという立場をとり、12月16日の保安院指示を受けて東電が解析をし直した。しかしうまく行かず、今度は原子力安全基盤機構が乗り出して解析したのがこの書証である。その特徴はサブプレッションチェンバー内の水の上部温度が高いとしたことにある。そうすると、スプレイをそこにかけると効果が上がり、温度低下がよく起こるため格納容器圧力が低下すると考えた。確かにHPCIが起動してしばらくはそのような効果が出ているが、しかし、やはり肝心の圧力実測値が大きく下がる時点以後、解析値は逆に上昇に転じている。このようにして、この問題はやはり解決できていないのが実情である。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲21	「2号機汚染水、15分で被曝上限、放射能大量流出の恐れ」と題する記事	2011.3.28	朝日新聞社	福島第一原子力発電所2号機及び3号機タービン建屋地下などのたまり水で高レベルの放射線量を計測したこと。炉心の燃料が崩壊し大量の放射性物質が漏れ出た可能性が指摘されていること。	
甲22	福島第一原子力発電所における高濃度の放射性物質を含むたまり水の貯蔵及び処理の状況について	2011.7.13	東京電力株式会社	福島第一原子力発電所1～4号機の各建屋内に高濃度の放射性物質を含むたまり水が貯蔵されていること。	
甲23	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による原子力発電所への影響検討について(建築物・構造、機器・配管系の地震応答解析結果)	2011.12.9	原子力安全・保安院	2011年12月9日の建築物・構造意見聴取会に保安院から提出された資料2-1。3月11日の地震によって1号機の非常用復水器(IC)系配管が受けたであろう力の解析値を示している。その結果、最も裕度が低い配管で105MPaであり、評価基準値(破損しない上限値)の約3分の1しかなく、したがって決して破損したはずがないという結果を示している。しかし、もし実態調査の結果、配管が破損していれば、このような耐震解析は破綻することになる。このような耐震解析に依拠してストレステストを実施している他の原発の安全性も保証されないことになる。	
甲24	第67回福井県原子力安全専門委員会(議事概要)	2012.2.20	福井県原子力安全専門委員会	2012年2月20日に福井県原子力安全専門委員会に原子力安全・保安院がきて30項目等の説明を行ったときの議事概要である。従来の耐震解析に頼る安全性判断に多くの疑問が出され、ストレステストだけで大飯3・4号機の再稼働判断はしないという確認がとられている。安全性判断の基準を示せという福井県の従来の主張が委員長から強調されている。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲25	新耐震指針に照らした耐震安全性評価のうち活断層評価について(大飯発電所、高浜発電所の敷地周辺の断層評価)	2009.5.23	関西電力株式会社	これは福井県原子力安全専門委員会第51回の資料1-2である。大飯発電所のすぐ傍(2km強)をF0A断層が通り、それは沖合にあるF0B断層と連動するとして、設計の基本となるべき基準地震動が決められ、加速度700ガルを引き起こすと想定されている。ところが陸地側に熊川断層があるが、F0Aとは5km以上離れていると考えられて連動はしないとされてきた。しかし、今回の2011年3月11日の地震では、とても連動などないと考えていた3つの活断層が事実として連動したのである。これを教訓として安全側に捉えるなら、すぐ近くにある熊川断層との3連動を考えるべきなのは当然である。事実、福井県会議員や国の地震・津波意見聴取会の委員の中でそのような強い意見が出されている。	
甲26	平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項(中間取りまとめ)について(指示)	2012.1.27	原子力安全・保安院	地震・津波に関する意見聴取会での議論を踏まえて、活断層の連動性について検討を実施し、報告するようとの原子力安全・保安院の指示。従来は5km離れた活断層の連動は考慮しなくてもよいとされてきたが、「内陸地殻内の活断層の連動性の検討において、活断層間の離隔距離が約5キロメートルを超える活断層等その連動性を否定していたものに関し、地形及び地質構造の形成過程(テクトニクス)、応力の状況等を考慮して、連動の可能性について検討すること」としている。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲27 の1	平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項(中間とりまとめ)に基づく報告書概要	2012.2.29	関西電力株式会社	原子力安全・保安院の1月27日付指示に対する関西電力の回答報告。総合評価としては、「連動の可能性を検討した活断層について、地形及び地質構造の形成過程(テクトニクス)、応力の状況等を考慮しても新たに連動を考慮する必要はないと評価した」と結論している。しかし、今後の対応として、「今後も、活断層の連動に関する情報収集に努め、新たな知見については今後の評価に適切に反映していく」とし、熊川断層周辺の調査を実施しデータの拡充を図ると含みをもたせている。	
甲27 の2	添付資料3 データ拡充のための調査の実施	2012.2.29	関西電力株式会社	関西電力の2月29日付報告に含まれる添付資料3で、データ拡充のために調査する地域を図で示している。	
甲27 の3	活断層の連動を仮定した地震動に関する検討	2012.2.29	関西電力株式会社	連動については考慮不要としながらも、同じ1月29日付報告の中に、熊川断層を含めて3連動した場合の解析結果が含まれている。断層モデルを用いて破壊開始地点が異なる9の場合について応答スペクトルを出し、図2で示している。その結果、3連動した場合の応答は、いくつかの周期で基準地震動 S_s を超えている。それらを包絡する線を改めて考えると、最大加速度が基準地震動の700ガルから跳ね上がり約1000ガルになると読みとれる。ところがこの報告で関西電力は、ストレステストでの想定余裕 $1.8S_s = 1260$ ガル内に納まっているから問題ないと強調している。ここでは、従来の運転基準である S_s に変えて炉心溶融の1歩手前であるストレステストの余裕が持ち出されている。これでは悲惨な福島事故が逆にとられて基準を大幅に緩め人々を崖っぷち(クリフエッジ)に導くために使われていることになる。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲28	伊方3号機 制御 棒挿入性の評価 における応答倍率 法の適用性	2009.12	四国電力株 式会社	伊方3号について地震時の制御 棒挿入性を解析した結果である。 古い基準S2で計算した結果を基 礎にとり、Ssになった場合の床 応答などの比率を用いて計算す るという応答倍率法が用いられて いる。その結果、たとえば7頁の図 5.3.3-16(2/2)を見ると、横軸の加 速度が増えると、地震による挿入 時間遅れの分がほぼ直線に近い 曲線に沿って上昇しているのが分 かる。これからこの曲線として2次 曲線をとれば十分なことが分か る。	
甲29	大飯発電所3,4 号機 新耐震指針 に照らした耐震安 全性評価(中間報 告追補版)に関す る補足説明資料 耐震安全性評価 結果について - 安全上重要な機 器・配管系 -	2010.1.15	関西電力株 式会社	大飯3・4号機の安全上重要な機 器・配管に関する耐震安全性の 解析結果である。22頁に制御棒 挿入性の検討結果が出ている。 古い基準であったS2(405ガル) の場合の解析結果を基にし、Ss (700ガル)に上がった場合の床 などの応答比率を考慮して制御 棒挿入に要する時間を求めている。 その結果、地震がない場合の 制御棒挿入時間1.65秒が、405 ガルではプラス0.27秒で1.92 秒、700ガルではプラス0.51秒 で2.16秒となる。評価基準値(許 容値)が2.2秒で余裕はわずか 2%しかない。そこに熊川断層の 連動が加わると、確実に許容値の 2.2秒を超えることになる。このよ うなことが起こるので予防線として Ssの1.8倍を余裕の基準として 持ち出している。	
甲30	添付資料1-1 大飯発電所3号機 の安全性に関す る総合評価(スト レステスト)一次評価 結果と安全対策に ついて	2011.10.28	関西電力株 式会社	大飯3号機に関するストレステスト 報告書の概略版である。その1頁 右下の「津波」の枠囲いに、「約4 倍(11.4m)を超える津波高さに 対しては、全ての冷却手段が喪 失するとの評価結果となった」との 記述がある。それゆえ、11.4mを を超える津波はあり得ないのかどう か、古文書の記録などの調査が 必要となる。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲31	完訳フロイス日本 史3 安土城と本能 寺の変	2000.3.25 発行中央 公論新社	ルイス・フロ イス 松田 毅一、川崎 桃太訳	ルイス・フロイスが豊臣秀吉の時代 に経験した天正地震の記録 で、198頁に次のように記されて いる。「若狭の国には海に沿っ て、やはり長浜と称する別の大き い町があった(引用者注:この前 に近江の長浜に触れている)。そ こには多数の人々が出入りし、盛 んに商売が行われていた。人々 の大いなる恐怖と驚愕のうちにそ の地が数日間揺れ動いた後、海 が荒れ立ち、高い山にも似た大 波が、遠くから恐るべき唸りを発し ながら猛烈な勢いで押し寄せてそ の町に襲いかかり、ほとんど痕跡 を留めないまでに破壊してしまっ た。高潮が引き返す時には、大量 の家屋と男女の人々を連れ去り、 その地は塩水の泡だらけとなっ て、いっさいのものが海に飲みこ まれてしまった」。長浜とは小浜の ことかとも言われている。	
甲32	「若狭湾沿岸にお ける天正地震によ る津波」に対する 見解	2012.1.25	原子力安 全・保安院	天正地震の調査に関して地震・ 津波意見聴取会に出された保安 院の見解である。1～2頁にこれ までの調査では不十分なことが 各委員から指摘されたという内 容と経緯が書かれ、その結果、 追加調査の実施をすることにな っている。その場所と期間は別 紙1と別紙2に書かれていて、 2012年11月初めまでかかるこ とになっている。	
甲33	出雲と大和のあけ ぼの-丹後風土記 の世界	2007.9.20 初版発行 大元出版	斎木雲州	丹後風土記(残欠)には大宝元年 に大津波が丹後地方を襲ったと いう記述がある。140頁に「大 宝元年3月巳亥のに、地震が3 日間続いた。この郷が一夜にし て、青い海となった」と書かれ ている。	
甲34	波せき地蔵記事	2011.6.27	毎日新聞京 都版	丹後風土記に登場する真名井神 社には波せき地蔵があり、そこ で津波を切り返したと言いつた と伝えられている。その標高は 40メートルとも言われている。 そのことを伝える記事。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲35	京都府・府下市町村からの国に対する要望書「原子力発電に関する緊急要望」	2011.6.22	京都府知事及び府下市町村長	2011年6月に京都府と府下全市町村の連名で国提出された緊急要望。要望事項の第6が津波調査の要望で次のように書かれている。「6. 東北地方太平洋沖地震における津波実態や、過去の日本海丹後地域における文献等も踏まえ、地震・津波対策を検討するための前提となる日本海側のプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査をすみやかに実施し、その結果を情報提供すること」。しかし、この要望書には返事さえ出されていないことを2012年3月1日に国に確認している。	
甲36	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について(中間取りまとめ)	2012.2	原子力安全・保安院	これは、技術的知見に関する意見聴取会で議論された内容の中間取りまとめとして、2012年2月16日の原子力安全委員会に提出された30項目の対策を示している。その概要は74頁の次の頁にまとめられている。これら対策はいずれも、配管や機器が地震ではけっして破損しないという前提に立っており、そのことは原子力安全・保安院も認めている。そのような仮定を置く根拠は、福島第一原発で配管等が破損しなかったという「事実」に基づくとしているが、その「事実」とは実態調査によるものではなく、従来の耐震解析に依拠するものに他ならない。もし実態として配管が破損していれば、このような30項目の対策は意味を失うことになる。	
甲37 の1	福井新聞記事	2012.3.7	福井新聞社	3つの活断層の連動を考慮する必要はないという債務者の判断に対し、3月6日の地震・津波に関する意見聴取会では3人の委員から批判が相次いだことを伝える記事。	
甲37 の2	同上	2012.3.8	同上	3月7日の福井県議会厚生常任委員会で、活断層の新たな連動を考慮する必要はないとの債務者の見解に対し、「(国の専門家会議は)データ不足とした。基準地震動が変わる可能性がある。原発の再稼働は議論を見極めた上で判断すべきだ」との指摘が細川議員からなされたことを伝える記事。	

号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲38	読売新聞記事	2012.3.8	読売新聞社	大飯3・4号の再稼働について、枝野経済産業大臣へのインタビューをもとにした記事。地元で再稼働の了解を得る前に、総理、経産大臣、原発担当相、官房長官の4閣僚が判断を示し、地元で了解が得られた後に、最終的に4閣僚が再度判断を示すという、2段階方式を進めることを報じた記事。	
甲39	同上	同上	同上	同じく枝野経済産業大臣へのインタビューをもとにした記事。大飯3・4号の再稼働について、3月13日に開催される原子力安全委員会で、ストレステストの結果が了承されれば、最初の国の判断は、その直後にも出す旨を報じた記事。	
甲40	陳述書	2012.3.8	武藤北斗	石巻で震災にあい、大阪に避難した債権者武藤北斗の陳述書。	
甲41	陳述書	2012.3.10	児玉正人	京都府北部に住む、債権者児玉正人の陳述書	
甲42	陳述書	2012.3.10	中嶋哲演	福井県小浜市に住む、債権者中嶋哲演の陳述書	
甲43	陳述書	2012.3.10	舞田宗孝	京都府舞鶴市に住む、債権者舞田宗孝の陳述書	
甲44	陳述書	2012.3.10	藤本和貴夫	滋賀県大津市に住む、債権者藤本和貴夫の陳述書	